

定額減税しきれないと見込まれる方 への調整給付金

よくあるご質問 (FAQ)
R6.7.8版

Q 定額減税とは？

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族（国内居住者に限ります。）1人につき、所得税から3万円・個人住民税所得割から1万円が減税されるものです。

Q 定額減税の対象者は？

定額減税の対象となる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

※住民税の場合は合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者

Q

調整給付金とはどのような制度ですか？

調整給付金は令和6年度に実施する「所得税・個人住民税所得割の定額減税」を十分に受けられない方（※）に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて支給するものです。

※定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方

Q

調整給付金の支給対象は？

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方です。

定額減税額可能額

- 1、所得税（30,000円×扶養親族＋1）
- 2、個人住民税分（10,000円×扶養親族＋1）

但し、令和5年分所得税額に係る合計所得金額、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合は、2,015万円）以下の方。

Q

「令和6年度分推計所得税額」はどのように算出したのですか？

区が令和6年度住民税の算定に用いる課税資料の情報（令和6年6月10日時点）をもとに、国が示す「調整給付のための算定ツール」を用いて算出しました。

Q

いつの時点の税情報で支給対象者を判断しますか？

令和6年6月10日時点の令和6年度住民税算定に用いる課税資料の情報で判断します。

Q

税の修正申告を行い、税額に修正があった場合は？

税の修正申告の都度、調整給付金に関する手続きをしていただく必要はなく、令和6年度分所得税額等が確定し、調整給付金額に不足が生じた場合は、一律で令和7年度以降に追加で給付を行う予定です。なお、税額が増額された結果、過給付となった調整給付金の返還を求めることはありません。追加の給付金については、まだ詳細が未定のため、国からの情報が届き次第、区のホームページ等でお知らせします。

Q

今回の調整給付金に関する情報は、今後どのように周知されますか？

区のホームページで随時周知していきます。また、区の公式LINEでも随時情報を発信します。「区のおしらせ」7月1日号および7月15日号への記事掲載も予定しています。

（区のおしらせ定期号は新聞折り込みでの配布、または区の主な施設や駅、区内のファミリーマートや区内の郵便局などに備え置かれます。戸別配布の申し込みも承っています。詳しくは区HP188181をご覧ください。）

Q

自分は非課税ですが調整給金の対象ですか？

住民税、所得税ともに非課税の場合は、調整給付金支給の対象となりません。

Q

この給付金は課税対象ですか？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、所得税等を課されないこととされています。

Q

今回の給付金は差押えの対象になりますか？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、差押禁止の対象となります。

Q

特別区民税・都民税（住民税）の納税通知書（税額決定通知書）に記載されている控除外額が調整給付金ですか？

特別区民税・都民税（住民税）の納税通知書（税額決定通知書）に記載されている控除外額は、住民税で定額減税しきれなかった金額が記載されています。
一方で、所得税でも定額減税しきれない金額があれば、所得税分も合わせて支給します。
そのため、必ずしも、記載の金額がそのまま調整給付金として支給されるわけではありません。